

男女共同参画

10月は「男女共同参画推進月間」です

男女共同参画社会の実現に向けて



みなさん、「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがありますか？
金子みすゞさんは、小さいものや弱いものに対して温かいまなざしを注ぎ、一人ひとりを人格のある人間として認め、相手を思いやる心を持つことの大切さを教えてくれています。男女共同参画社会の基本となるもの、それは「人権の尊重」です。
山口県では10月を「男女共同参画推進月間」と定めて、男女共同参画社会の実現に向けた全県的な取り組みを行なっています。

男女共同参画社会とは？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。女性も男性も一人ひとりが自立し、性別による固定的な役割分担意識にしばられることなく、あらゆる分野でその持てる力を十分に発揮できるまちづくりが求められています。そのために最も大切なことは、市民一人ひとりが「人」としてそれぞれの個性や考え、生き方を尊重し互いを思いやり、ともに責任を担うことです。

「女だから、男だから」という理由だけで、自分の生き方を自由に選択することができない、ということを改め、男女が対等に自分の意思で社会のあらゆる分野に参画し、お互いを支えあい、喜びも責任も分かち合う、そんな豊かで活力のある社会が「男女共同参画社会」です。

なぜ必要なの？

これまで、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。
しかし、現実の社会においては、まだまだ男女間の不平等を感じる人もいないのではないのでしょうか？今後、少子・高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性、男性と性別にとらわれないこと、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が、緊急の課題となっています。

すべての人が住みよいまちを

「男女共同参画」というと男女平等や女性問題などが強くイメージされがちですが、これらは男女共同参画の中の、ほんの一部の問題です。
男女共同参画社会とは「性別（ジェンダー）、年齢（エイジ）、障害（バリア）の壁を取り払い、老若男女すべての人が住みよいまちを、皆で考えよう！」という社会をつくることです。

男女平等を支える意識づくり

女性も男性も性別にとらわれることなく個性や能力を十分に発揮する社会の形成のため、その環境やしぐみを整えていくことが求められています。その大前提に位置するのが、「意識づくり」です。
固定的な性別による役割分担意識の解消に向けた個人・地域・社会でのきめ細かな啓発活動や人権についての学習の推進、性の商品化など性の尊厳を損なう問題の解消を図る意識啓発に取り組んでいかなければなりません。

男女が共にいきいき暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の形成のためには、家庭生活と地域での活動や仕事が両立できる環境づくりを進めなくてはなりません。
安心して自立した暮らしが営めるよう、子育てや介護の支援や保健活動の充実とともに、男女差別のない、家庭と仕事が両立できる職場環境の整備や、職業能力の向上を支援していかなければなりません。

DVを知っていますか？

DV（ドメスティックバイオレンス）は一般的には、配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力のことであり、DVは、男女の人権を著しく侵害する行為であり、その根絶が重要な課題となっています。その被害者のほとんどは、女性です。

もしもあなたが…？

- 自分のパートナーを自分が支配できると考えていたら…
- 妻は夫に無条件で従うものだと考えていたら…
- 極端に独占欲が強かったり嫉妬心が強かったりしたら…
- 言葉だけであれば、どんな暴言も許されると考えていたら…
- すこしぐらいの暴力は、ただの夫婦げんかの範囲内で許されると考えていたら…
- 知らず知らずのうちに、あなたもDVの加害者になっているかも知れません。

DVは繰り返される

DVの加害者は、いつも暴力を振っているわけではありません。暴力が爆発した後には、反省したり謝ったり、やさしく振る舞ったりするため、被害者も加害者のもとに留まろうとしますが、やがて緊張が蓄積され、再びささいなことでも感情を爆発させるといった「暴力のサイクル理論」が知られています。

DVについての相談窓口は

- 山口県男女共同参画相談センター
083-901-1122
- 山口県警察本部
083-923-9110
- 長門市役所男女共同参画推進室
23-1209
- 長門市役所市民相談室
23-1229

平成17年度男女共同参画社会フォーラム in やまぐち

- 開催日 10/8(土)～9(日)
- 時間 1日目 13:30～17:00
2日目 9:30～15:30
- 場所 シンフォニア岩国(岩国市三笠町)
- 主催 内閣府 山口県 男女共同参画フォーラム in やまぐち実行委員会
- 内容 男女共同参画本部報告、講演、分科会、各種展示、イベント、各種バザー
- 参加料 無料
- 問い合わせ 山口県男女共同参画課 ☎ 083-933-2630

男女が対等な社会を目指して



四角い社会を丸くする 女性の社会参画活動支援事業

女性の地位向上と社会参画の促進を図り、男女共同参画社会の実現に資することを目的に、民間団体・グループが行う活動に対して助成します。

- 助成対象団体
 - ・構成員が10人以上で、その過半数が女性である団体、グループ
 - ・宗教活動、政治活動、営利を目的としない団体、グループ
 - ・県内を活動の本拠とする団体・グループ
 - ・過去5カ年度において、助成を3回受けたことがある団体は助成の対象となりません
- 助成対象事業
 - 男女共同参画社会の実現に資すると認められる事業が対象となります。※次の事業は対象となりません
 - ・宗教的、政治的な宣伝意図があると認められる事業
 - ・営利を目的とすると認められる事業
 - ・国、県、市町村から補助金等が交付される事業
- 助成金額
 - 予算の範囲内で、助成事業費の1/2以内(千円未満切り捨て)原則として、上限50万円
 - ※次のような経費は対象となりません。
 - ・団体・グループの恒常的な人件費や運営費
 - ・パーティ経費や懇親会費、土産品代
 - ・土地、建物、設備等の固定資産、備品の購入や整備に係る経費
- 問い合わせ (財)やまぐち女性財団 ☎ 083-933-2643